

令和 6 年 度

国の予算編成に対する要請書

令和 5 年 6 月

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正 13（1924）年に人口 5 万人で誕生した本市は、現在では人口が 154 万人を超え、令和 6（2024）年に市制 100 周年という歴史的な節目を迎えます。SDGs 未来都市として、誰一人取り残さず、今後も持続可能な都市であり続けるために、少子化、超高齢社会に向けた地域包括ケアシステムの取組のほか、令和 32（2050）年の脱炭素社会実現に向けた取組や、臨海部の基幹産業の動向を踏まえた大規模な土地利用転換の取組を事業者、市民の皆さまとともに進めています。

こうした川崎をさらに、一歩先へ、もっと先へ進めるため、「川崎市総合計画 第 3 期実施計画」に基づき、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を一層推進しています。

新型コロナウイルス感染症の位置付けが 5 類に変更されるなど、社会経済活動が正常化されつつある一方で、昨今の物価高騰により、市民生活や地域経済に大きな影響が生じています。多様化・増大化していく市民ニーズへきめ細かに対応するためには、効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要であり、国と地方の役割分担を明確にした上で、税源移譲を進めることが不可欠です。

また、特別市制度の創設など、地域の実情に応じた多様な大都市制度の早期実現が必要です。

国においては、力強い成長の基盤の構築と、少子化対策をはじめとしたこども政策の強化に向けた取組が進められていますが、市民の暮らしを支える中心的な役割を担っているのは地方自治体であり、圏域の中核都市である大都市の役割にも配慮した政策の実行を強く望みます。

真の分権型社会の実現に向けて、国の制度改善を要請する事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心として、本市の要請事項を取りまとめましたので、令和 6 年度国家予算編成において、特段の御配慮をお願いいたします。

令和 5 年 6 月

川崎市長

福田 紀彦

目 次

重 点 要 請 項 目

○ 大 都 市 の 役 割 に ふ さ わ し い 税 財 源 の 充 実

地方税財源の充実確保について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
特別市制度の創設について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び 嵩上げ制限の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
ふるさと納税制度の見直しについて・・・・・・・・・・	8

○ 安 心 の ふ る さ と づ く り

システム統一・標準化について・・・・・・・・・・	1 0
待機児童の継続的な解消と多子世帯の負担軽減に向けた支援について・・・・・	1 2
出産・子育て応援事業の見直しについて【新規要請項目】・・・・・・・・	1 4
子どもの医療費助成の在り方の検討について・・・・・・・・	1 6
児童福祉人材の確保に向けた支援について・・・・・・・・	1 8
福祉・介護人材の確保に向けた支援について【新規要請項目】・・・・・・・・	2 0
学校及び保育所における医療的ケア児支援の 充実について【新規要請項目】・・・・・・・・	2 2
安全・安心で良好な教育環境の充実について・・・・・・・・	2 4
多摩川における治水対策の推進について・・・・・・・・	2 6

○ カ 強 い 産 業 都 市 づ く り

川崎臨海部の土地利用転換について・・・・・・・・	2 8
脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について・・・・・・・・	3 0
カーボンニュートラルコンビナートの実現に向けた水素サプライチェーン 構築に係る取組について・・・・・・・・	3 2

※【新規要請項目】とは、今年度要請にて新規に項目立てをしたもの

要 請 項 目

○ 安 心 の ふ る さ と づ く り

石油コンビナート地域の強靱化について・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6
外国人材の受入れ・共生のための施策の充実について・・・・・・・・	3 8
物価高騰を踏まえた福祉施設等への支援について【新規要請項目】・・・・・	4 0
新興感染症等対応における役割分担に応じた財政措置について・・・・・・・・	4 2
政策医療の維持にかかる支援の強化について・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4
予防接種事業の抜本的改革について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
セーフティネットの更なる充実等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8
G I G Aスクール構想の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
教職員定数の改善等と教育人材の確保について・・・・・・・・・・・・・	5 2
全国都市緑化かわさきフェアの開催と その先を踏まえた公園等整備事業について・・・・・・・・・・・・・	5 4
緑地保全事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 6
羽田空港新飛行経路の運用に関する騒音・振動対策等の強化について・・・・・	5 8
住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について・・・・・・・・・・	6 0
高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について・・・・・	6 2
河川管理施設の老朽化対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 4
水道管路更新・耐震化の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 6
工業用水道管路更新の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 8
下水道整備事業の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 0
プラスチック資源循環に向けた取組について・・・・・・・・・・・・・	7 2
カーボンニュートラルの実現に向けた 廃棄物処理施設整備事業の推進について・・・・・・・・・・・・・	7 4

○ カ 強 い 産 業 都 市 づ く り

殿町キングスカイフロントの国際戦略拠点形成と イノベーション・エコシステムの構築について・・・・・・・・・・	7 6
「新川崎・創造のもり」地区での量子イノベーションパークの 実現に向けた取組の推進について【新規要請項目】・・・・・	7 8
鉄道ネットワークの機能強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 0
拠点地区等の整備推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 2
川崎臨海部の交通ネットワーク基盤の整備・充実について・・・・・・・・・・	8 4
道路施設等の老朽化対策、防災・減災対策について・・・・・・・・・・・・・	8 6
広域幹線道路網の整備推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 8
首都高速道路等の料金施策に係る措置について・・・・・・・・・・・・・	9 0
幹線道路の整備推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 2
京浜急行大師線連続立体交差事業について・・・・・・・・・・・・・	9 4
J R南武線連続立体交差事業について・・・・・・・・・・・・・	9 6
川崎港の機能強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 8

重 点 要 請 項 目

地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

■ 要請事項

- 1 現行6：4となっている国と地方の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに地方税の配分割合を高めることにより、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」とすること。
- 2 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。
- 3 国庫補助負担金は、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。また、まち・ひと・しごと創生に係るデジタル田園都市国家構想推進交付金は、地方が自主性・独自性を発揮して活用できるよう、より自由度が高い制度とすること。

■ 要請の背景

- 真の分権型社会の実現には、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分とする必要があります。
- 本市をはじめとする指定都市は、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えています。しかし、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっていることから、特に地方消費税（社会保障財源化分以外）と法人住民税の配分割合を拡充する必要があります。
- 国庫補助負担金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきです。それが実現するまでの間は、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等を図るべきです。
- 地方版総合戦略を推進するために地域再生計画を策定し取り組む事業が交付金の対象となるよう必要額を確保し、より自由度の高い活用しやすい制度とすべきです。

■ 国・地方間の税源配分の是正

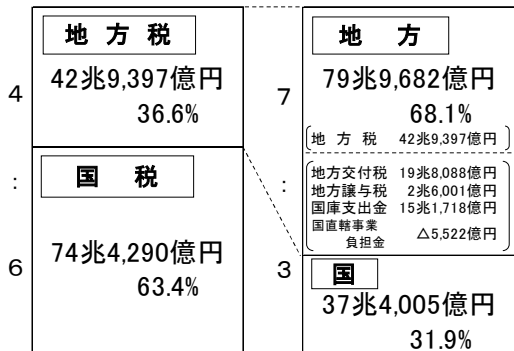
国・地方における税の配分状況（令和5年度）

《現 状》

国 6 : 地方 4

税の配分

税の実質配分



総額 117兆3,687億円

税源移譲

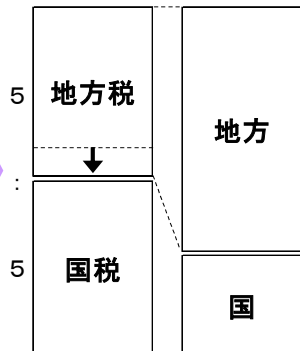
真の分権型社会の実現

《まずは》

国 5 : 地方 5

税の配分

税の実質配分



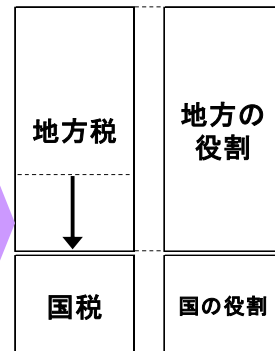
税さらなる移譲

《さらに》

国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」

税の配分

役割分担



消費税、所得税、法人税等の複数の基幹税の税源移譲により税配分をまずは「5:5」とすることが必要

■ 都市的財政需要及び都市税源の配分の状況

都市的財政需要
市民1人あたり比較（令和2年度）

（単位：千円）

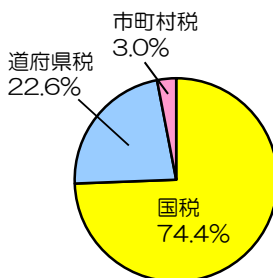
	全国	指定都市
土木費	49.3	63.6
民生費	166.3	199.5

大都市は都市的財政需要が大きい

注 全国の数値は、指定都市及び特別区を除いている。

消費・流通課税の配分割合

（令和5年度）

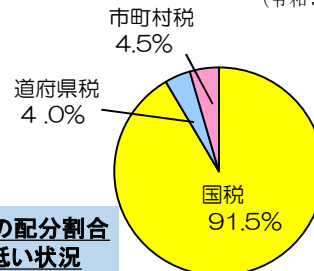


都市税源の配分割合が極めて低い状況

注1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
注2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

法人所得課税の
配分割合（実効税率）

（令和5年4月1日時点）

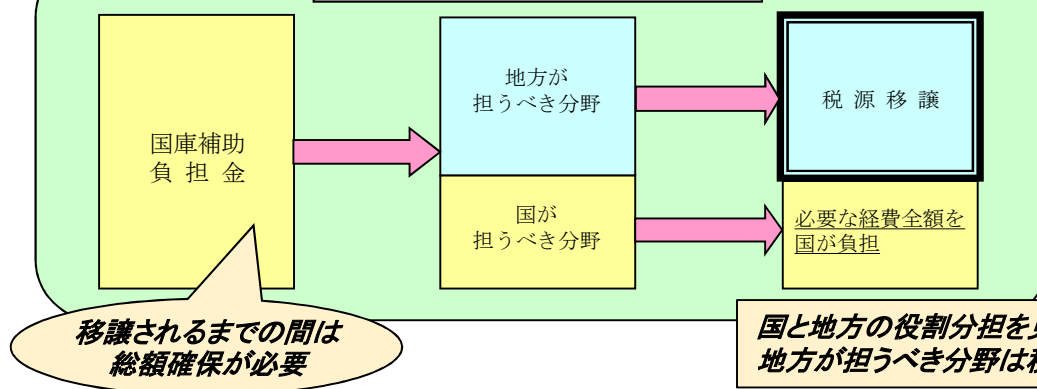


注1 実効税率は、法人事業税及び特別法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。
注2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。

大都市特有の需要に対応するために都市税源の拡充が必要

■ 国庫補助負担金の改革

「国庫補助負担金の改革」のイメージ



この要請文の担当課／総務企画局都市政策部企画調整課 TEL 044-200-2164
財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183
財政局税務部税制課 TEL 044-200-2192

特別市制度の創設について

【内閣官房・内閣府・総務省】

■ 要請事項

- 1 市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に行うことを基本とする「特別市」制度を創設すること。
- 2 国（総務省）に大都市制度を専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置し、特別市制度の法制化に向け議論の加速化を図ること。
- 3 特別市制度が創設されるまでの間、大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応し、効率的・効果的な行政運営を推進するため、地域の実情に合わせた道府県から指定都市への権限及び税財源の移譲を行うこと。

■ 要請の背景

- 指定都市制度は、昭和 31（1956）年の創設から 65 年以上が経過し、指定都市には多くの権限が移譲され、住民に身近な行政サービスのほとんどを担うようになっていますが、広域自治体と基礎自治体という二層制構造は変わっていません。
- 指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているものの、その経費を道府県税として負担しています。権限に見合う財源を税制上措置し、受益と負担の関係のねじれを解消する必要があります。
- 感染症や大規模自然災害等の危機的事象への的確な対応や、人口の減少、少子高齢化の進展等、市民に身近な地域課題を解決していく必要がある中、二重行政の解消等により、迅速かつ柔軟な行財政運営を行えるよう、指定都市とともに検討を進め、特別市制度を創設することが必要です。
- 指定都市が特別市に移行することで、道府県は広域自治体として、大都市以外の地域の補完という道府県の役割により一層注力することが可能となります。

■ 特別市が創設されることによる効果等

- 窓口の一本化による住民サービスの利便性向上、司令塔の一本化による迅速かつ地域の実情を踏まえた課題解決、事務の効率化・組織の簡素化による経費削減、我が国全体の経済成長を牽引など

■ 広域自治体と基礎自治体の二層制の弊害

指定都市制度創設から65年以上が経過し、多くの権限が移譲されてきたが、この間二層制の地方自治構造は変わっていない

＜指定都市と道府県との間で事務・権限を分ける二層制の弊害＞

- 二重行政の発生
- 道府県が介在することで調整に時間を要する

効率的・効果的な行政運営ができない！

＜本市における具体例＞

	重複型	分担型	関与型
川崎市	・市営住宅・市立図書館・市立学校の設置	・認可保育所の設置認可	・都市計画事業の実施
神奈川県	・県営住宅・県立図書館・県立学校の設置	・私立幼稚園の設置認可	・市が提出する都市計画事業の認可
	重複	権限を分担（分断）	関与

■ 大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額（令和5年度予算に基づく概算）

神奈川県に代わって負担している経費
（特例経費一般財源等所要額）

255億円

地方自治法に基づくもの
個別法に基づくもの
（例：土木出張所）

左の経費に対する税制上の措置

212億円

43億円

（税制上の措置済額）

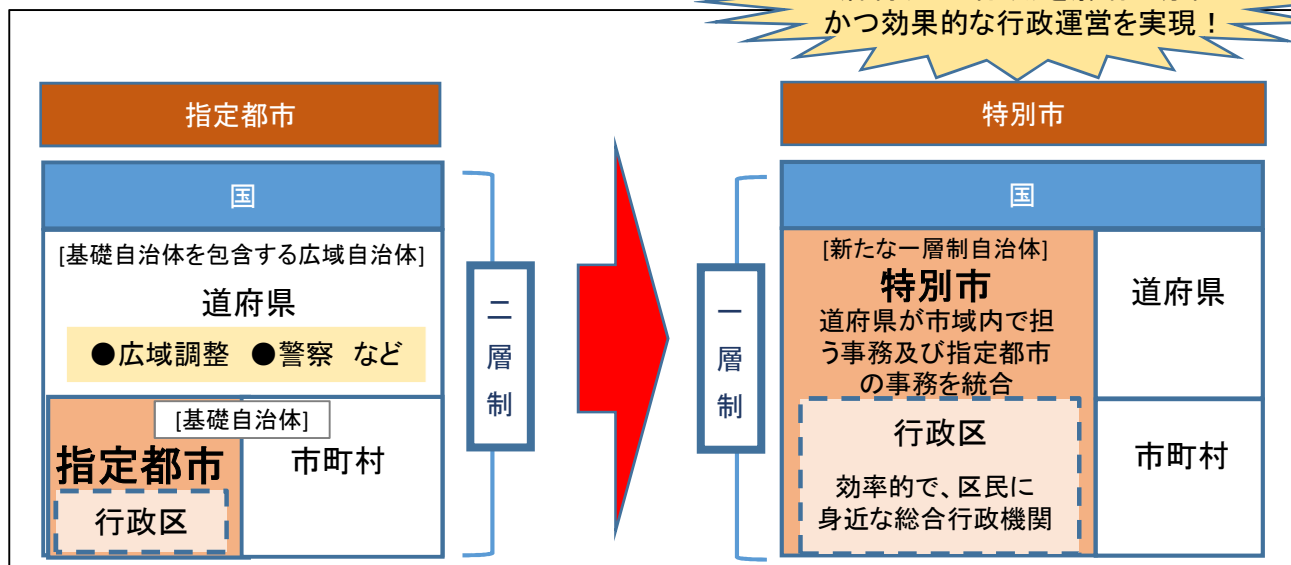
税制上の措置不足額

注 県費教職員の給与負担に係る経費を除く。

これに加え、道府県から指定都市への事務移譲・権限移譲に伴い、所要額について税制上の措置が必要！！

■ 特別市の姿

二層制（二重行政）を解消し効率的かつ効果的な行政運営を実現！



この要請文の担当課／総務企画局都市政策部地方分権・特別市推進担当
財政局財政部資金課
財政局税務部税制課

TEL 044-200-1576
TEL 044-200-2183
TEL 044-200-2192

財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び 嵩上げ制限の廃止について

【総務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】

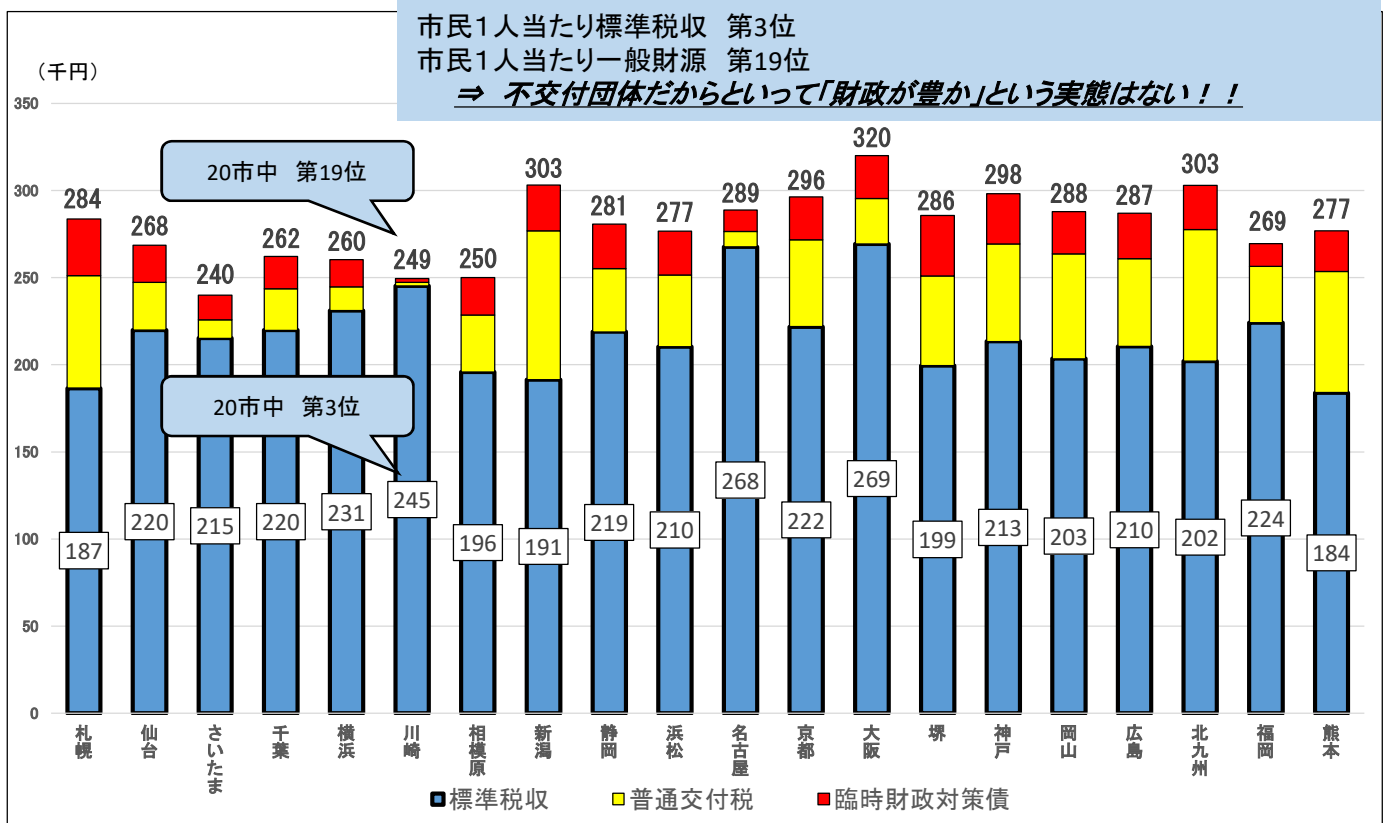
■ 要請事項

財政力指数に基づく国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限は行わないこと。

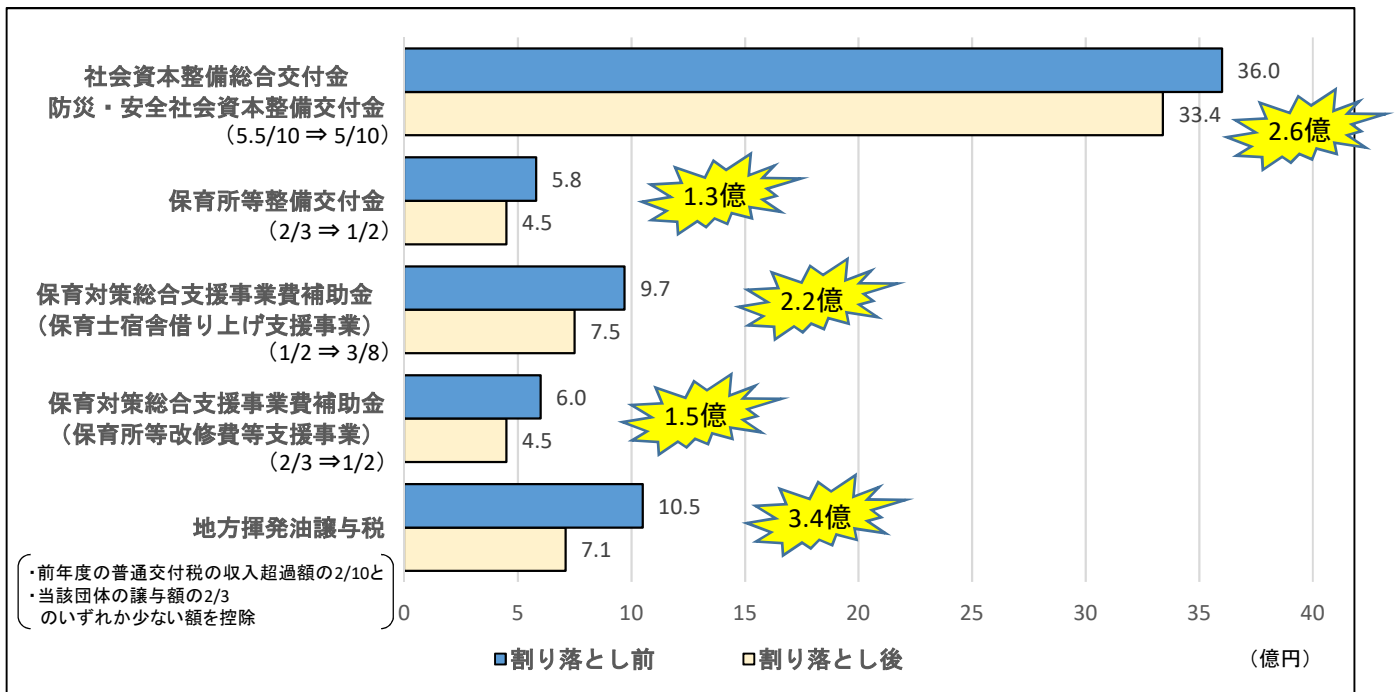
■ 要請の背景

- 地方交付税は、補助金や交付金のような政策誘導手段として用いるものではなく、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方固有の財源です。
- 本市は令和5年5月時点で人口が154万人を超えており、わが国の人口減少が進む中においても当面の人口増を見込んでいる「元気な都市」であり、指定都市唯一の普通交付税不交付団体として、「財政が豊か」というイメージを持たれています。
- 一方、指定都市を市民1人当たりの標準税収で比較すると、本市は第3位ですが、普通交付税及び臨時財政対策債を加えた市民1人当たり一般財源で比較すると、第19位となり、「不交付団体＝財政的に豊か」という関係は成り立ちません。
- 本市は、普通交付税の交付・不交付のボーダーライン上であり、また、不可避免に増加する社会保障関係費に加え、少子高齢化対策、地域経済の活性化、防災・減災対策、感染症や物価高騰への対応など、大都市特有の財政需要等を抱え、収支不足に伴い減債基金からの借入れを行っている状況であり、「財政が豊か」という実態はありません。
- 現在、各省庁独自で財政力指数に基づいて国庫支出金の割り落とし等が行われていますが、地方交付税による地方団体相互間の調整に加えた「二重の調整」であることから、財政力指数に基づく不合理な国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限を見直す必要があります。

■ 1人当たり標準税収及び一般財源の比較(令和3年度決算)



■ 国庫支出金等の割り落とし等による主な減収見込額(令和5年度)



地方交付税での財源調整との二重の調整となる財政力指数に基づく不合理な国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限は行わないこと

ふるさと納税制度の見直しについて

【総務省】

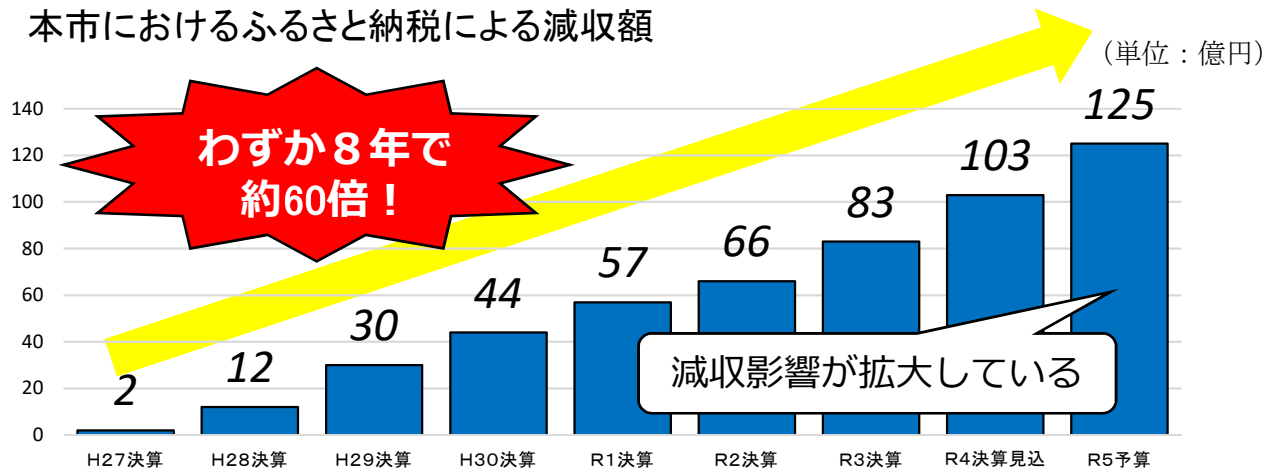
■ 要請事項

- 1 返礼品を目的とした寄附の増加により都市部における地方自治体の財政に与える影響が大きくなっていること等を踏まえ、特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直しを早急に行うこと。
- 2 「ワンストップ特例制度」を適用する場合には、個人住民税から控除している所得税控除相当額について、地方特例交付金により全額を補填すること。

■ 要請の背景

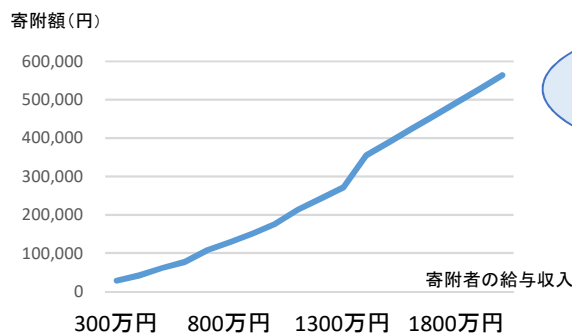
- 多くの国民が地方で生まれ、教育を受け、育ち、就職等を機に都会に出て、そこで納税することとなりますが、自分を育ててくれた「ふるさと」に対しても、自分の意思で一部でも納税できる制度として創設されたものがふるさと納税制度です。
- ふるさと納税制度の理念は、納税者が寄附先を選択することを通じて、「税の使われ方を考えるきっかけ」となり、また「生まれ故郷や応援したい地域の力になれる」、「自治体が取組をアピールし、競争が進む」こととされていますが、本来の趣旨や理念とは裏腹に、返礼品や節税を目当てとしたネット通販化している状況です。
- ふるさと納税により流出するのは、地方税の中でも基幹的地位を占め、いわば「地域社会の会費」として位置づけられる個人住民税ですが、都市部では流出の影響が大きく、本市においても流出見込額が125億円となるなど、看過できない状況です。
- ふるさと納税指定制度の創設による見直しがされましたが、特例控除額が現行の所得割額の2割という定率の上限のみでは、返礼品との組み合わせにより、高所得者ほど大きな節税効果が生ずるなどの課題が依然として残されている状況です。
- 現在の状況を見直すためにも、納税者への影響割合等を考慮した上で、特例控除額に10万円の上限額を設定するなど、見直しを早急に行う必要があります。
- 「ワンストップ特例制度」について、所得税控除相当額を個人住民税から控除している現状の仕組みを速やかに見直す必要があります。
- 制度見直しまでの間は、減収影響に対する財政措置を講ずる必要があります。

■ 本市におけるふるさと納税による減収額



＜特例控除額の上限の目安＞

例：独身又は共働きの場合



特例控除額が定率の上限のみでは、
高所得者ほど上限額が高くなる

定額の上限が必要

＜特例控除額の上限設定による影響額の試算(本市分)＞

特例控除額に係る上限額	5万円		10万円		15万円	
影響を受ける方の割合	33%		10%		5%	
令和4年度減収額(a)	基本控除額分		基本控除額分		基本控除額分	
	13億円		13億円		13億円	
上限を設けた場合の減収額(b)	特例控除額分		特例控除額分		特例控除額分	
	82億円		82億円		82億円	
減収額への影響(a)-(b) (合計)	基本控除額分		基本控除額分		基本控除額分	
	7億円		10億円		11億円	
減収額への影響(a)-(b) (合計)	特例控除額分		特例控除額分		特例控除額分	
	29億円		14億円		8億円	
(合計)		(35億円)	(17億円)		(10億円)	

注1 上限額、減収額及び影響額は、いずれも個人市民税の額(ふるさと納税ワンストップ特例制度による申告特例控除額を除く)

2 影響を受ける方の割合は、ふるさと納税実施者全体に対する割合

■ ワンストップ特例制度による影響

【確定申告を行う場合】

適用 下限額 0.2万円	所得税 控除額 2万円	住民税 控除額 7.8万円
--------------------	-------------------	---------------------

【ワンストップ特例制度の適用を受けた場合】

適用 下限額 0.2万円	住民税 控除額 2万円	住民税 控除額 7.8万円
--------------------	-------------------	---------------------

(例：年収700万円の給与所得者(独身又は共働き)が10万円のふるさと納税をした場合)

住民税控除額が7.8万円→9.8万円へ

この要請文の担当課／財政局財政部資金課
財政局税務部税制課

TEL 044-200-2183
TEL 044-200-2192

システム統一・標準化について

【デジタル庁・総務省】

■ 要請事項

- 1 統一・標準化に係る補助対象経費は、上限額を定めず国の全額負担とすること。
また、ガバメントクラウドの利用料が過度な負担とならないよう措置すること。
- 2 現行システムの規模等を考慮し、移行に向けた十分な期間を確保するため、令和7年度までとしている移行期限や財政措置について柔軟な対応を行うこと。
- 3 現行システムの違約金は国による全額負担及び支出の適正性を担保すること。
- 4 指定都市用の標準準拠システムの提供が早期に行われるよう、ベンダに対して十分な開発体制の確保を国から働きかけること。

■ 要請の背景

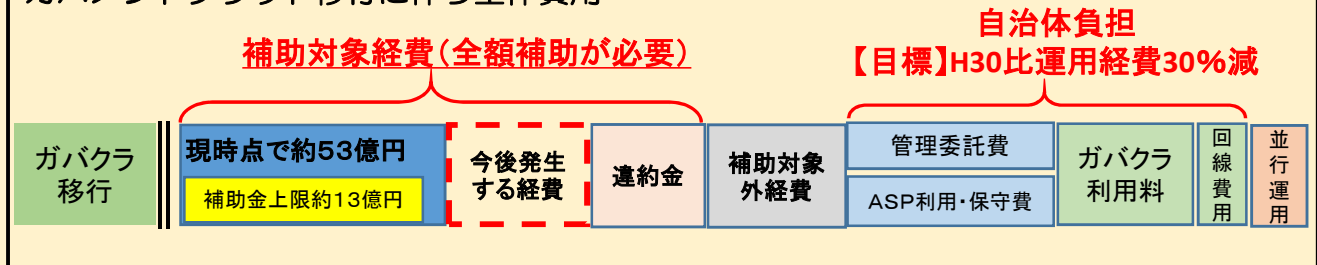
- 国の「デジタル基盤改革支援補助金」における現在の補助上限額は、実際の補助対象経費と比べ大幅に不足しており、その財源確保が大きな課題となっています。標準化に係る特有の経費については、国の全額負担となるよう見直しが必要です。さらに、ガバメントクラウドの利用料についても、クラウドのメリットを最大限に活かした価格設定をした上で、自治体への提供が必要です。
- 国により移行期限は令和7年度末と定められていますが、指定都市は、機能やデータ量も大きいことやシステム間連携に必要な共通機能の構築や検証などに最低でも3年以上の期間を要します。職員への研修実施など円滑かつ正確なサービス提供が可能となる環境が整うまで、移行期限の柔軟な対応を行い、補助金の返還等が生じないようにする必要があります。
- システムの移行に伴う現行システムに係る契約解除は発注者である自治体側の都合とせざるをえないことから、違約金について国が全額負担するとともに、違約金の支出に対する適正性を対外的に説明できるよう、国による担保が必要です。
- 令和7年度に移行が集中することで、ベンダが対応できなくなる可能性があるため、指定都市要件に準じた標準準拠パッケージソフトを早期に提供できるよう、ベンダに対して十分な体制確保を働きかけるなど、自治体側に不利益が発生しないような取組が必要です。

■ 本市における標準化に係る経費及びスケジュールについて

＜標準化に係る移行経費＞

- ・令和5年度において**約7.8億円**を補助金交付決定を受け、本市の上限額である13億円の**約6割に達している**。
- ・総務省調査から算出した移行に係る経費は、現時点算出できる補助対象経費だけでも**約53億円**であり、今後さらに数十億円以上の経費が膨らむことが見込まれる。

ガバメントクラウド移行に伴う全体費用



- ✓ 単年度予算のシステム経費だけで数十億円規模の予算計上が必要になり、財源確保が困難
- ✓ 補助対象経費の全額補助が必要

＜本市の情報システムのライフサイクルと違約金＞

本市では標準準拠システムの対象となる「**基幹20業務**」を13システムに分けて管理している。

	本市のシステム名称	対応する基幹20業務	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
1	区役所事務サービスシステム	住民記録、印鑑証明			★				
2	戸籍システム	戸籍、戸籍の附票				★			
3	選挙システム	選挙人名簿管理				★			
4	市税システム	固定、市民、法人市民、軽自 税				★			
5	国民健康保険システム	国民健康保険			★				
6	後期高齢者医療システム	後期高齢者医療			★				
7	国民年金システム	国民年金				★			
8	就学援助システム	就学				★			
9	就学事務システム	就学				★			
10	福祉総合（1次）システム	介護保険、生活保護				★			
11	福祉総合（2次）システム	障害者福祉、児童手当 児童扶養手当				★			
12	福祉総合（3次）システム	子ども・子育て支援				★			
13	保健所総合システム	健康管理				★			

→ 現行システムのライフサイクル
→ 次期システムのライフサイクル

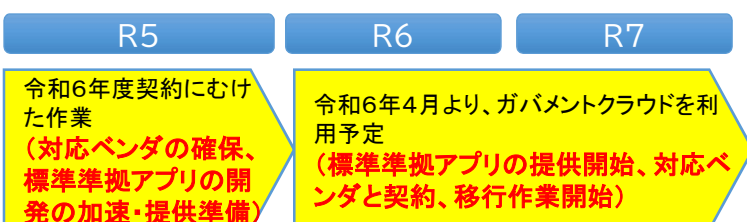
★ 本市での適用作業を加味して稼働開始できる時期（想定）

違約金対象

違約金見込：約9億8千万円／8システム

大半のシステムのライフ
サイクルが標準化の時期
と合わない状況

＜標準準拠アプリの提供とベンダ確保＞



- ✓ 国の主導により、対応ベンダの標準化対応に必要なリソースの確保
- ✓ 十分な調達環境が整わない場合、令和7年度末の移行時期について柔軟な対応が必要

待機児童の継続的な解消と多子世帯の負担軽減に向けた支援について

【内閣府・こども家庭庁】

■ 要請事項

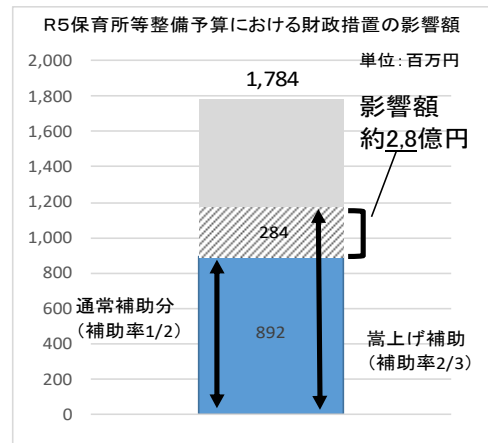
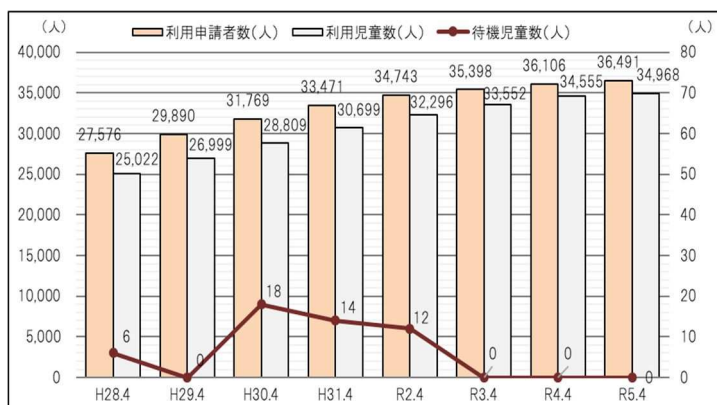
- 1 待機児童の継続的な解消に向けて、受入枠拡大に必要な財政措置を講ずること。
- 2 多子世帯への認可保育所等の利用料の軽減措置における制限を撤廃し、施策の拡充を図ること。

■ 要請の背景

- 本市では、保育所等の利用申請者数は年々増加している中、多様な手法を用いた保育受入枠の確保等を実施した結果、令和5（2023）年4月1日時点の待機児童数は3年連続でゼロを達成したところです。
- 子育てと就労等の両立に向け、保育ニーズが依然として増加傾向であることから、引き続き、施設整備等により保育受入枠の拡充が求められるため、待機児童数等によらず整備費補助の嵩上げ措置を適用する必要があります。
- 本市では国の基準に基づき、認可保育所等の利用料に係る多子軽減を実施しているところです。
- 少子化対策として、多子世帯への支援は重要な施策の1つですが、国の多子世帯への保育料の軽減措置においては、所得制限があること、また、小学校就学以降の児童や一部の認可外保育施設を利用する児童が軽減措置を適用するための児童数に含まれないことから、真に多子世帯を支援する制度といえない状況です。
- 多子世帯への支援策については、現在、各自治体が独自の拡充を行っている状況ですが、本来は一律の基準に基づき運用される必要があることから、認可保育所等の利用料の軽減措置における、所得制限、児童の年齢制限及び利用する保育施設類型による制限を撤廃する必要があります。

■ 受入枠拡大に必要な財政措置

・待機児童解消の継続については整備費等が不可欠であるが、待機児童を解消した場合等は補助率の嵩上げが翌年度適用とならないことから、市の負担が増加することとなり、取組の継続に支障が生じる。



継続的な待機児童解消につながるよう、受入枠拡大に必要な財政措置を講ずること。

■ 多子世帯への保育料の軽減措置

国の基準

	軽減措置適用（一部を除く）				措置適用外
	0歳	1歳	2歳	3・4・5歳	小学校1年生～
例1	認可保育所 保育料無償 第3子	認可保育所 保育料半額 第2子	認可保育所 保育料全額 第1子		
例2	認可保育所 保育料半額 第3子	認可保育所 保育料全額 第2子		認可外保育所 措置適用外 第1子	
例3	認可保育所 保育料全額 第3子		認可外保育所 措置適用外 第2子		小学校 第1子

認可保育所等の利用料の軽減措置における、所得制限、児童の年齢制限及び利用する保育施設類型による制限を撤廃し、施策の拡充を図ること。

この要請文の担当課／こども未来局保育・幼児教育部保育対策課 TEL 044-200-3630

出産・子育て応援事業の見直しについて

【こども家庭庁】

■ 要請事項

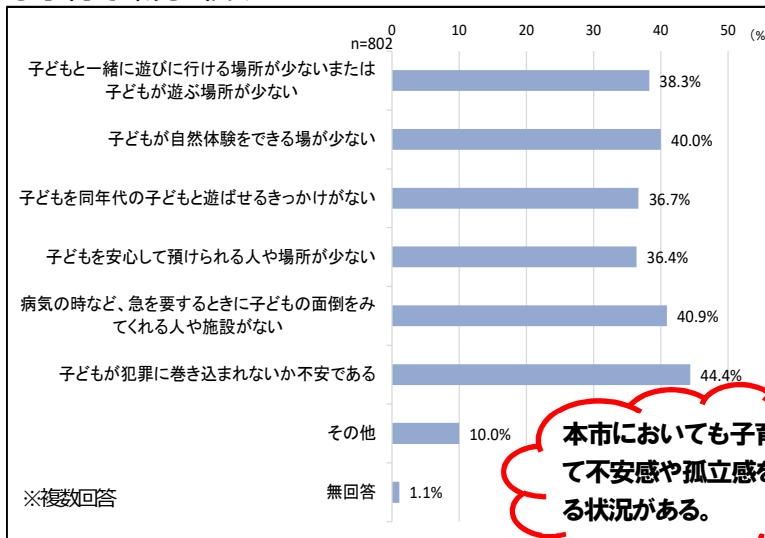
出産・子育て応援交付金交付要綱等において示された内容は、都道府県や市町村の財政負担が生じるものであり、基準額も交付対象者が多い本市では十分でなく、相当の財政負担を要するため、事業の継続的かつ効率的な実施に向けて、補助率及び対象経費の見直しなど、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

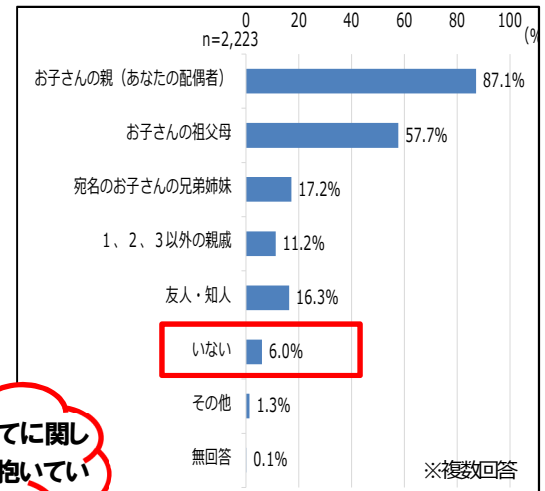
- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、悩みや孤立感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題となっています。
- こうした中、妊婦や子育て家庭に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援事業が創設され、継続的に実施することとされています。
- しかしながら、令和4年度及び令和5年度（令和4年度からの繰越分）における事業費の負担割合は、伴走型相談支援が国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6、経済的支援が国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6 となっており、本市を含めた市町村においては財政負担が生じています。
- また、国が示した令和5（2023）年10月以降の半年分の交付金の内訳について、伴走型相談支援における事業費の負担割合は、国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 となっており、市町村においては更なる財政負担が生じています。
- さらに、令和4年度及び令和5年度（令和4年度からの繰越分）においてシステム構築等導入経費を国が全額補助していますが、導入以降も継続して発生するシステム改修費用等は、令和5（2023）年10月以降分の対象経費に含まれていません。
- 今後も本制度を継続して確実に実施できるよう、要綱の見直しを含め令和6年度以降の財政措置を講ずる必要があります。

■ 本市の子育てに関する状況について

○子育て環境の悩み



○子育ての協力者の有無



本市においても子育てに関して不安感や孤立感を抱いている状況がある。

資料：第2期川崎子ども・若者の未来応援プラン（抜粋）

■ 令和4年度及び令和5年度（R5.10以降）の出産・子育て応援交付金の内訳について

【令和4年度出産・子育て応援交付金】

①伴走型相談支援 基本額 子育て世代包括支援センター1カ所当たり 約780万円＋約130万円（時限的上乗せ分） 補助率 国2/3,都道府県1/6,市町村1/6 対象経費・伴走型相談支援を実施する職員活動費 ・伴走型相談支援の事務に要する活動費 等
②経済的支援（※1） 補助率 国2/3,都道府県1/6,市町村1/6 対象経費・出産応援ギフト（妊婦1人あたり5万円） ・子育て応援ギフト（新生児1人あたり5万円） ※本市はともに現金給付
③システム構築等導入経費 補助率 国10/10 対象経費・経済的支援を行うためのシステム開発経費 及びクーポン発行等に係る委託経費

【令和5年度（R5.10以降）出産・子育て応援交付金】

①伴走型相談支援（※2） 基本額 未公表（詳細は今後公表） 補助率 国1/2,都道府県1/4,市町村1/4 対象経費・伴走型相談支援を実施する職員活動費 ・伴走型相談支援の事務に要する活動費 等
②経済的支援 令和4年度からの変更は特になし
③システム構築等導入経費（※3） 補助率 国10/10 対象経費・経済的支援を行うためのクーポン発行等に係る委託経費

（※1）応援交付金の交付対象者が多いほど財政負担に影響が生じる。

【参考】令和2年度本市の出生数：12,939人（指定都市中第5位／20位）

（※2）伴走型相談支援における事業費の負担割合については、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となっており、市町村においては更なる財政負担が生じる。

（※3）システム構築等導入経費は、クーポン発行等に係る委託経費のみを対象としており、現金給付を行っている本市は対象に含まれない。

■ 出産・子育て応援交付金の負担金額の内訳

R4 対象者見込人数を基に算定した R4 年度出産・子育て応援交付金の負担金額（単位：千円、カッコは負担割合）

令和4年度	国	神奈川県	川崎市	合計	備考
伴走型相談支援	54,444 (2/3)	13,611 (1/6)	13,611 (1/6)	81,666	R5負担割合（国1/2、県1/4、市1/4）
出産・子育て応援給付金	1,111,866 (2/3)	277,966 (1/6)	277,968 (1/6)	1,667,800	対象経費、負担割合の変更なし
事務費（システム構築等導入経費） システム構築等導入費用	7,042 (10/10)	0	0	7,042	R5は国の対象経費に含まれない
合計	1,173,352	291,577	291,577	1,742,895	

R4対象者見込人数：33,356人

この要請文の担当課／こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 TEL 044-200-1312

子どもの医療費助成の在り方の検討について

【こども家庭庁・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 我が国の喫緊の課題である少子化対策として、子どもの医療費の助成について、全国一律の制度として構築すること。
- 2 国と地方自治体が、子どもの医療費助成について、共同で検討を行う体制を構築すること。
- 3 国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を廃止すること。

■ 要請の背景

- 医療保険制度における自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学後以降は3割とされているところ、全ての地方自治体において地方単独事業により、更に軽減措置を講じていますが、地域間での格差が生じています。
- 本市では、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることのできる総合的な子育て環境づくりを進めています。小児医療費助成制度について、令和5（2023）年9月から、対象年齢の中学3年生までの拡大、所得制限の撤廃により制度拡充を図ってまいりますが、年々財政負担が大きくなる一方、更なる制度拡充を求める声も上がっております。
- 子どもたちが日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるためには、子ども医療費助成制度は、地方自治体間で差異が生じない統一的な制度であることが望ましく、制度の創設・実施のためには、国と地方自治体とで共同で検討する体制づくりが必要です。
- 国民健康保険の国庫負担金等の減額については、未就学児までを対象とする医療費助成の減額措置は平成30年度に廃止され、更なる廃止対象年齢の拡大について、国において検討していることは承知しておりますが、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるため、全ての減額措置を廃止することが必要です。

■ 子どもの医療費助成の現状

- ・医療保険の自己負担分に対する、**地方単独事業による軽減措置の実施**
- ・地域間での格差及び拡充による**地方自治体の財政負担の増大**

■ 指定都市の状況（令和５年度）

地方自治体間で差異が生じている状況

1 助成対象年齢

助成対象年齢	入院		通院	
	都市数	都市名	都市数	都市名
高校3年生まで	8	新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、北九州市、(東京都)	7	新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、北九州市、(東京都)
中学3年生まで	12	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市※、相模原市、京都市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市、(神奈川県)	10	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市※、相模原市、京都市、神戸市、福岡市、熊本市
小学6年生まで	0	—	3	札幌市、岡山市、広島市、(神奈川県)

2 一部負担金

一部負担金	入院		通院	
	都市数	都市名	都市数	都市名
一部負担金なし	13	さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、(東京都)	3	さいたま市、横浜市、名古屋市
一部負担金あり	7	札幌市、仙台市、千葉市、新潟市、京都市、大阪市、堺市、(神奈川県)	17	札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、(東京都)、(神奈川県)

3 所得制限

所得制限	入院・通院	
	都市数	都市名
所得制限なし	16	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市、
所得制限あり	4	札幌市、相模原市、大阪市、広島市、(東京都)、(神奈川県)

※自治体公表ベース

※川崎市は令和5年9月から制度拡充により、通院助成対象年齢を中学3年生まで拡大し、所得制限を撤廃する。

※東京23区において、令和5年4月から入院・通院助成対象を高校3年生まで拡大し、所得制限を撤廃する。



子どもたちが日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるよう

- ・子どもの医療費助成について、**全国一律の制度を構築すること**
- ・国と地方自治体が**共同で検討する体制を構築すること**

この要請文の担当課／こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 TEL 044-200-2695

児童福祉人材の確保に向けた支援について

【こども家庭庁・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 現行の各施設における職員配置基準を見直し、体制強化への支援を行うこと。
- 2 保育士等の児童福祉人材の確保に必要な処遇改善加算等の増額を講ずること。
- 3 保育士宿舎借り上げ支援制度の対象期間の見直しを慎重に行うとともに、児童養護施設等については同制度を新たに創設するなど財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市の保育所等においては、安定的な職員体制を確保するとともに、入所児童の処遇向上及び施設職員の待遇改善等を図るため、保育士の配置基準については、国が定める最低基準を超えた独自の加配を行っています。継続して安定的な職員体制を確保するためには、国の職員配置基準の見直しが必要です。
- 児童養護施設や乳児院等において、国の「新しい社会的養育ビジョン」等に定める「できる限り良好な家庭的環境」での養育実現と、高度なケアニーズに対応するなど施設の専門性の向上を両立させるためには、保育士や児童指導員など専門職の適正な職員配置への見直しが必要不可欠です。
- 保育士等の児童福祉人材にかかる処遇改善については、これまでも国において、一定の改善が図られてまいりました。しかしながら給与は一般労働者と比較すると依然として低額であり、本市独自に処遇改善を行っていますが、それでもなお待遇面を理由に離職する者が多く、各施設で必要な人材を確保できず、実際に勤務する職員の負担が増大することで、更に離職を誘発する要因になっています。
- 保育士宿舎借り上げ支援事業は、市内認可保育所の約90%が利用しており、人材確保に大きく影響するため、対象期間見直し（短縮）は慎重に行う必要があります。
- 児童養護施設等の職員は夜勤や長時間労働など過酷な勤務にも関わらず、保育所の保育士等と比較して、宿舎借り上げ支援制度がない事や処遇改善加算が不十分である等待遇面の格差があるほか、そもそも困難な業務と給与水準のバランスが確立できていないなど、人材確保・育成・定着が進んでいない現状があります。

■職員配置基準

現行の職員配置基準について（国）

保育所	0歳児	こども3人に保育士1人
	1・2歳児	こども6人に保育士1人
	3歳児	こども20人に保育士1人
	4・5歳児	こども30人に保育士1人
児童養護施設		こども4人に職員1人
乳児院		こども1・3人に職員1人

- ・限られた人員による保育の実施
- ・24時間365日の生活施設では夜勤（宿直）体制の確保も必要
- ・ケアニーズの高いこどもへの対応など

配置基準の見直し（底上げ）が必要不可欠

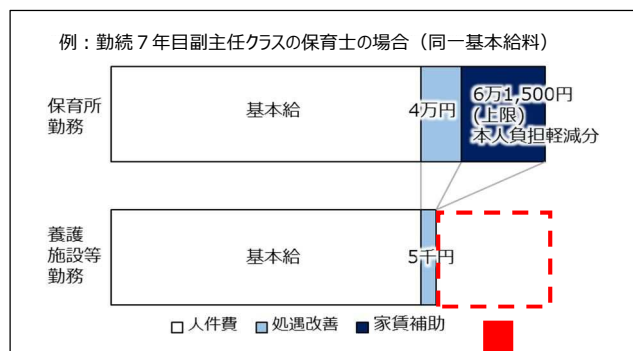
長時間労働や過重労働の原因に

■保育士の処遇等

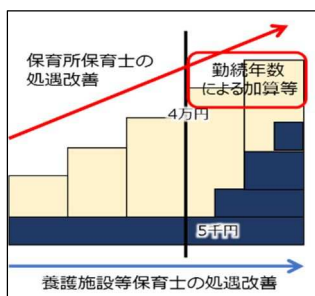
- ・保育士の給与は全職種と比較すると依然として低額であり、待遇面を利用とする離職者も多い。
- ・さらに、同じ保育士資格を有していても、認可保育所と児童養護施設等では処遇の格差があり、児童養護施設等では保育所よりも更に保育士確保が困難な状況である。

保育士の処遇を改善し、児童養護施設等についても同等の待遇で採用活動できる環境が必要

（参考）保育士人件費の比較（モデルケース）



《処遇改善費の比較》



- 処遇改善の差
- 宿舍借上制度の有無
 $(82,000 \text{ 円} \times 3/4 = 61,500 \text{ 円})$
 上記2つの国制度により差が生じている。

【本市における主な取組】

- ・国基準を超えた職員配置に対する加配
- ・児童養護施設等における職員住宅手当加算の実施
- ・児童養護施設等における職員宿舍借り上げ支援事業の実施（令和4年度開始）

これらの取組を本市が独自に、かつ一部は先行実施しているが、上記趣旨を踏まえ、国が措置費の体系に組み込むなど、制度として実施することで、保育士等の児童福祉人材の確保・育成・定着を実現することが必要

この要請文の担当課／こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 TEL 044-200-2658
 こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 TEL 044-200-2686
 こども未来局保育・幼児教育部保育第2課 TEL 044-200-3948
 こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当 TEL 044-200-3794

福祉・介護人材の確保に向けた支援について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 関東大都市圏は住宅1戸あたりの家賃が全国で最も高く、住居費の負担が大きいことから、人材確保に向けて、都市部における住居費負担の軽減に向けた支援を行うこと。
- 2 福祉・介護人材の確保については、今後の地域包括ケアシステムの構築や社会保障制度の維持に向けて必要不可欠なものであり、これまでも処遇改善措置などを行っているが、こうした制度改革を講じてもなお、賃金は他産業と比較して低い水準であるため、更なる処遇改善などの対応策を早急に行うこと。

■ 要請の背景

- 福祉・介護人材の確保に向けては、国においても取組を進められているところですが、賃金が低い事や職場環境の状況等から全国的に人材が不足しています。本市においては、就職相談会の開催や各種研修の実施、法人管理者向けの研修及びキャリアアップ支援など「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の3つのアプローチによる取組を行い、福祉・介護人材の量的・質的の確保に努めているところですが、各事業所における不足感は増加傾向にあります。
- 関東大都市圏は全国で家賃が最も高く、中でも川崎市は東京都特別区に次いで2番目に高いなど、都市部特有の地域特性があります。
- 国では、人生100年時代に向けた整備を進める中で、最大の課題は人材の確保であるとし、処遇改善を行っていますが、10年以上の経験を持つ介護福祉士等を、ようやく全産業平均水準とするものであり、福祉・介護従事者全体としては、一般労働者に比べ賃金が低いのが現状です。
- 高齢者・障害者への支援のために人材は最大の基盤となります。そのための福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた支援として、更なる処遇改善や住居費における宿舍整備にとどまらない関東大都市圏特有の住宅状況を踏まえたきめ細やかな支援が必要不可欠です。

■福祉・介護人材の不足感

- 令和4年度に本市が行った「障害のある方の生活ニーズ調査」の結果から、事業所全体の福祉従事者の不足感は45.9%と増加傾向になっている。



- 令和4年度に行った「川崎市高齢者実態調査」の結果から、事業所全体の介護従事者の不足感の割合は79.8%と増加傾向になっている。



■住居費の実態

- 一畳あたりの家賃・間代において、関東大都市圏は全国で最も家賃が高い。

関東大都市圏	5,500 円
全国平均	3,563 円

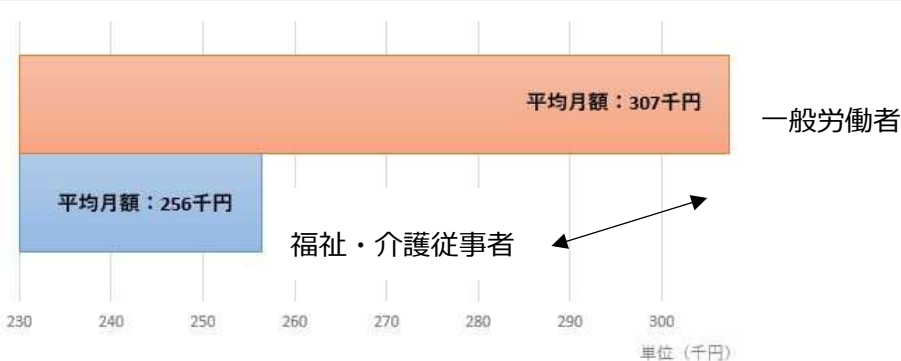
※平成30年住宅・土地統計調査

- 月額平均家賃は、東京都特別区部について、第2位。指定都市では1位。

東京都特別区部	88,491 円
川崎市	76,054 円
横浜市	72,523 円
さいたま市	65,364 円

※平成30年住宅・土地統計調査より計算

■賃金の格差



※令和3年度介護労働実態調査と令和3年度賃金構造基本統計の比較

福祉・介護人材が、
安心して働ける
環境の整備が
求められます

上記の実態を踏まえ、福祉ニーズの増大に対応する福祉・介護人材の確保・育成・定着に国がきめ細やかな住居費支援及び更なる処遇改善を実効性のある制度として実施することが必要

この要請文の担当課／健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

TEL 044-200-2666

健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課

TEL 044-200-3631

学校及び保育所における医療的ケア児支援の充実について

【内閣府・こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 学校における医療的ケア看護職員等配置に係る財政支援を拡充するとともに、医療的ケア看護職員を関係法令において公立学校における教職員定数に位置付けるなど、看護師の安定的な配置に向けた必要な措置を講ずること。
- 2 医療的ケア児の通学支援に向け、地域の実情に応じた財政措置を講ずること。
- 3 保育所における医療的ケア児受入れのための場の拡充や環境整備に必要な財政措置を講ずること。

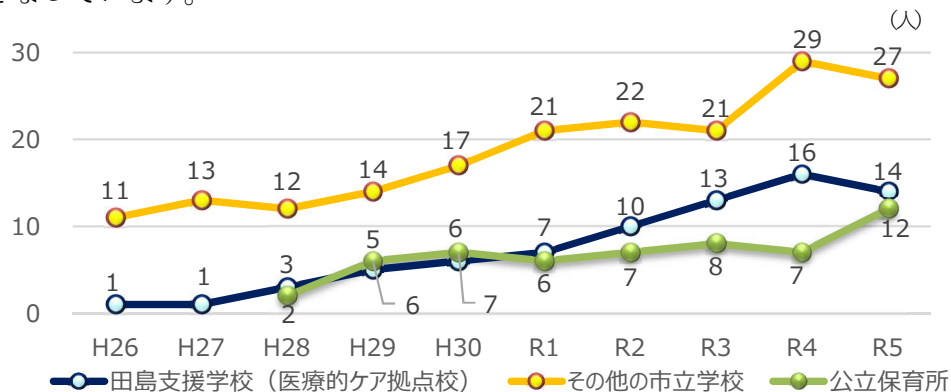
■ 要請の背景

- 医療技術の進歩に伴って医療的ケア児が増加するとともに、その実態が多様化する中で、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、令和3（2021）年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「法」という。）が施行されました。法においては、国や地方公共団体の責務等が規定されており、各地方自治体における主体的な取組が求められております。
- 本市においては、市立学校に在籍する医療的ケア児は、特別支援学校のみならず、小・中学校においても増加傾向にあるとともに、人工呼吸器による呼吸管理等の高度な医療的ケアを要する児童生徒も増加しております。
- また、医療的ケア児の保育所等への入所相談の件数や、本市保育所における医療的ケア児の受入人数は増加傾向にあり、一人ひとりのニーズに応じた対応が必要となっているところです。
- 国においても、学校における看護師の配置に対する支援や保育所における看護師の配置及び保育環境の向上等に対する支援など、様々な支援を実施しているところですが、法の趣旨に基づき、学校及び保育所において、医療的ケア児の増加等に適切に対応していくためには、国における支援を更に充実させる必要があります。

■ 本市における状況

市立学校に在籍する医療的ケア児は増加傾向にあり、特別支援学校のみならず、その他の市立学校においても増加しています。

保育所においても、医療的ケア児の保育所等への入所相談の件数は増加傾向にあり、令和5年度から公立保育所全園での受入れを開始したことで併せて、今後も受入児童は増加を続ける見込みとなっています。



■ 学校における医療的ケア児支援の充実について

要請 1

医療的ケア児の増加等に伴い、学校における看護師の安定的な確保など、支援体制の強化が必要

学校における看護師を安定的に配置するため、医療的ケア看護職員配置事業の補助率の引上げ等、財政支援の拡充が必要であるとともに、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等において医療的ケア看護職員を教職員定数に位置付けることが必要

要請 2

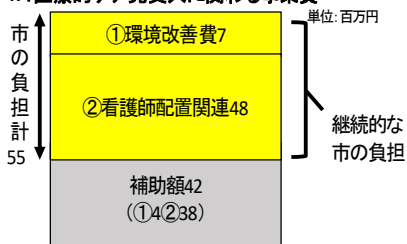
医療的ケア児の通学支援については、文部科学省によれば「スクールバスなど専用通学車両への乗車については、医療的ケア児の乗車可能性をできる限り追及し、個別に判断すること」とされている。

看護師配置に係る費用の補助だけではなく、車両の確保に係る費用や運転等の運行に係る費用などについても財政的な支援を講ずることが必要

■ 保育所における医療的ケア児支援の充実について

要請 3

R4医療的ケア児受入に関わる事業費



医療的ケア児の受入れの促進は急務であるが、環境整備や人的配置に対する継続的な経費を要することから、保育対策等総合支援事業費補助金について更なる拡充を図ることが必要

この要請文の担当課／要請 1・2 教育委員会事務局学校教育部支援教育課 TEL 044-200-2549
要請 3 こども未来局保育・子育て推進部 TEL 044-200-2609

安全・安心で良好な教育環境の充実について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 実勢価格を踏まえ、計画事業量に見合う財政措置を当初予算により講ずること。
- 2 新設校の整備に係る負担金について、開校後の児童数の増加見込みを適切に反映し、必要な教室数の整備が可能となるよう、負担金制度の拡充を図ること。
- 3 教室不足を効果的に解消するため、補助制度の拡充を図ること。
- 4 大規模改造（質的整備）に関する上限額の引上げを図ること。
- 5 工事発注時期の平準化を可能とするため、ゼロ債務負担行為を活用できるよう、補助制度の見直しを図ること。

■ 要請の背景

- 現行の補助単価と実際の工事費に乖離があり、大きな負担となっています。また、補正予算等による措置のため、入札不調等により工期延長があった場合、再度の繰越措置を図ることは困難であり、市負担が増大するリスクがあります。
- 本市では令和7年度に新川崎地区で新設小学校の開校を予定しています。開校後、一定期間は児童数の増加が続く見込みですが、開校4年目以降の増加見込みを負担金の算定に反映できないことから、実態にそぐわない制度となっています。
- 児童生徒数が増加傾向にある本市では、保有教室に余裕のある学校が少なく、教室の転用や増築が必要となります。短期間での整備にはリース方式も有効な整備手法ですが、現在の制度では、補助を活用できないこととなっています。
- 本市では、空調設備が一斉に更新時期を迎え、今後、更新整備を実施する予定です。上限額が令和4年度から引下げられたため、大規模校を単年度で整備した場合、所要額に見合う十分な補助を受けることができない状況にあります。
- 長寿命化改良工事を3か年で行っており、契約については、毎年度内定後に単年度契約で行っています。年度末に入札・契約時期が集中するため、受注者が建設資材の調達や建設労働者などを確保することができず、入札不調・不落となるリスクがあります。入札・契約時期の平準化により、受注者側が効率よく人材や機材等を稼働させることを可能とする必要があります。

■ 年度別の計画事業量と採択状況

(単位:千円)

年度	計画事業費	交付決定額	(予算区分)		採択率	補正率
			当該年度 当初予算	前年度 補正予算等		
	A	B	C	D	B/A	D/B
R3	1,913,598	2,508,976	0	2,508,976	131.1%	100.0%
R4	1,733,441	1,845,506	0	1,845,506	106.5%	100.0%
R5	929,487	1,000,927	0	1,000,927	107.7%	100.0%

※補正率: 交付決定額のうち、補正予算などの前年度予算により措置された割合

前年度予算による措置は、年度内に工事完了が困難な場合、補助を活用できないリスクがある。

→ 実勢価格との乖離解消と併せ、柔軟な工期設定を可能とするためには、当初予算による措置が必要です。

■ 負担金等の制度拡充

●新川崎地区新設小学校の児童数及び学級数(推計値)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
児童数	581	790	993	1,149	1,238	1,284	1,306
学級数	19	26	32	36	39	40	40

※ R7 年度開校

負担金の算出基準となる年度

児童数の増加は続くが、負担金の算定対象外

新設校は、児童数が一定期間増加する見込みだが、負担金を最大限活用できない制度上の課題がある。

→ 地域の実情に合わせ、必要な教室数の整備が可能となるよう、負担金制度の拡充が必要です。

■ 補助制度の拡充

リース方式について、現在の制度では補助を活用できない。

→ 教室不足に対応するための有効な手段であるリース方式についても補助金の活用が可能となるよう制度の拡充が必要です。

■ 大規模改造(質的整備)に関する上限額の引上げ

工事種別		R3
大規模改造(質的整備)		
空調設置	上限額	200,000
	下限額	4,000

(単位:千円)

	R4,R5
	70,000
	4,000

上限額が令和4年度から引下げられたため、補助目的に沿った十分な補助を受けることができない。

→ 空調設備の更新整備にも十分対応可能となるよう上限額の引上げが必要です。

■ ゼロ債務負担行為の活用による工事発注時期の平準化(モデル例)

	0年目	1年目	2年目	3年目
現状		↓当初内定(その1工事) ○ ● その1工事	↓当初内定(その2工事) ○ ● その2工事	↓当初内定(その3工事) ○ ● その3工事

	0年目	1年目	2年目	3年目
平準化	↓当初内定 (その1工事ゼロ債務負担行為) ○ ● その1工事契約	↓当初内定 (その1工事2年目工事費 +その2工事ゼロ債務負担行為) ○ ● その2工事契約	↓当初内定 (その2工事2年目工事費 +その3工事ゼロ債務負担行為) ○ ● その3工事契約	↓当初内定 (その3工事2年目工事費) ○ ●

----- 破線の部分がゼロ債務負担行為の活用

入札・契約時期が集中すると、受注者が建設資材の調達や建設労働者などを確保することができず、入札不調・不落となるリスクがある。

→ 入札・契約時期を平準化し、受注者側が効率よく人材や機材等を稼働させるため、出来高がなくても内定が可能となるよう、国土交通省の取組に倣い制度の拡充が必要です。

多摩川における治水対策の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 令和元年東日本台風で浸水被害のあった多摩川と支川（平瀬川・三沢川）等との合流部や排水樋管の放流部における河道掘削を早急に実施すること。
- 2 「多摩川水系流域治水プロジェクト」に位置付けている、多摩川における浸水被害の最小化に向けた対策について、河道掘削や堤防機能強化等の治水対策を確実に実施すること。
- 3 平瀬川と多摩川の合流部における堤防整備について、事業推進に向け必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 令和元年東日本台風では、多摩川の水位上昇に伴い、本市域では各支川との合流部や排水樋管周辺地域等で浸水被害が発生したため、被害軽減に向けた多摩川の治水対策の推進が不可欠です。
- 多摩川と支川との合流部付近や排水樋管の放流部付近等の河道内において、土砂堆積が見受けられるため、土砂掘削などを行い、継続的に水位を低減する対策を行うことが不可欠と考えています。
- 多摩川における平瀬川との合流部や JR 京浜東北線付近の堤防は、周囲の堤防高より低いことから、堤防機能強化等の治水対策を行う必要があります。
- 平瀬川と多摩川の合流部対策については、景観や防災面に考慮した堤防構造について、住民と合意形成を図りながら、令和 6 年度からの平瀬川の堤防整備着手に向け、計画的かつ継続的な財政措置が必要です。

■ 効果等

- 多摩川及び流域の治水安全度が向上します。
- 令和元年東日本台風と同規模の降雨に際しても、浸水被害を軽減できます。

土砂堆積の状況

〈河道内の土砂掘削による水位低減対策〉



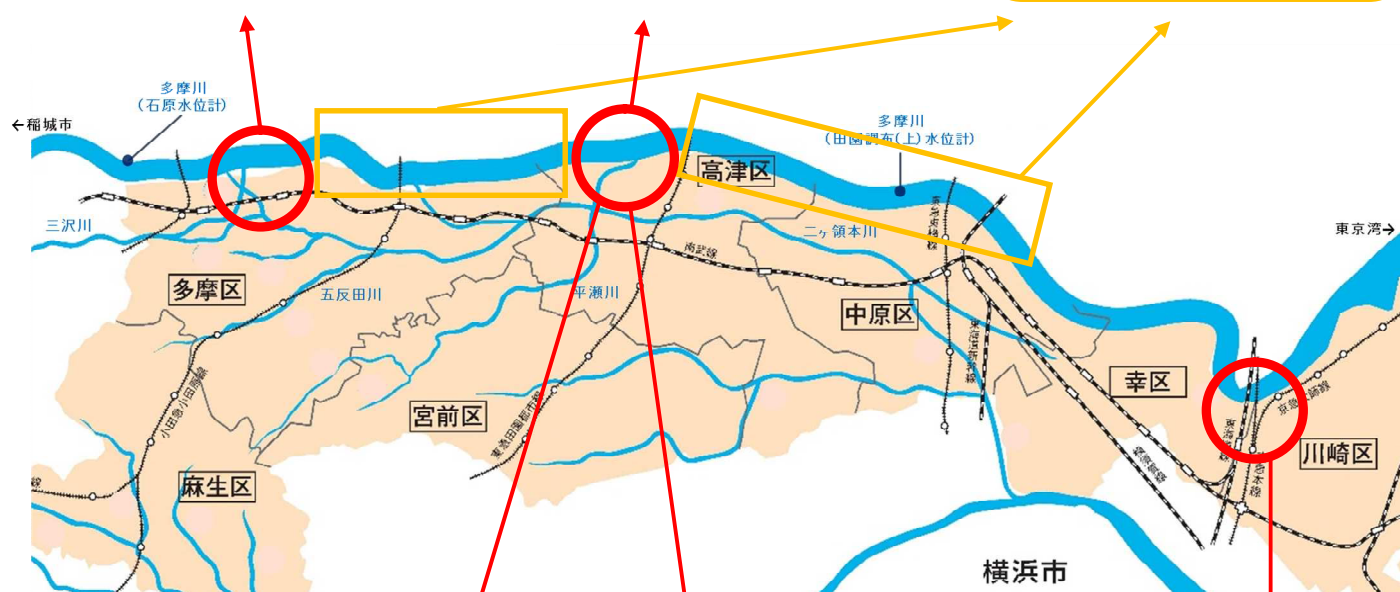
三沢川との合流部



平瀬川との合流部



排水樋管放流部



平瀬川堤防の状況

〈堤防整備による合流部対策〉



平瀬川・多摩川合流部



平瀬川との合流部（東久地橋付近）

多摩川堤防の状況

〈堤防機能強化等の治水対策〉



J R 京浜東北線付近

多摩川における浸水被害の最小化に向けて、早急な対策の実施と必要な財政措置を講ずること

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2901
上下水道局下水道部下水道計画課 TEL 044-200-2886

川崎臨海部の土地利用転換について

【内閣府・経済産業省・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 南渡田地区における、素材を中心とした研究開発拠点形成に向けた産業集積、インフラ整備、制度設計などの取組に対して、規制緩和をはじめ、財政、税制、金融上の積極的かつ集中的な支援措置を講ずること。
- 2 扇島地区における、水素や燃料アンモニア等の大量かつ安定的な輸入を可能とする受入環境整備や速やかな土地活用を行うためのインフラ整備、大水深バースを活用した関連する港湾整備に対して必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 日本の経済発展を支え続けてきた川崎臨海部におけるかつてない規模の土地利用転換は、これからの我が国の国際競争力強化において重要な役割を担うものであり、今後他地区でも起こり得る土地利用転換のロールモデルとなり得ることから、国策を具現化するような未来志向の土地利用の実現に向け、これまでの枠組みに捉われない、省庁横断的な支援が必要です。
- この度の大規模土地利用転換の先鞭と位置付けている南渡田地区では、国の「統合イノベーション戦略」や「マテリアル革新力強化戦略」で示されている革新的なマテリアルの開発を具現化する新たな研究開発拠点の形成を目指していますが、戦略的な機能集積やインフラ整備によりその実現を図るためには、規制緩和をはじめ、財政、税制、金融上の積極的かつ集中的な支援措置が必要です。
- また、土地利用転換の中核である扇島地区では、カーボンニュートラル社会の実現等に向け、水素や燃料アンモニア等脱炭素燃料の受入拠点及びサプライチェーンの構築に向けた検討を開始し、脱炭素燃料を受入・貯蔵・供給する機能の整備をはじめとした土地利用転換の取組を進めております。それら機能の導入など官民による事業の推進のためには、国道 357 号・首都高湾岸線出入口等の交通基盤をはじめ、港湾施設などの各種インフラの整備が必要であり、このためには、計画的かつ早期の財政措置が必要です。

■ 川崎臨海部における大規模土地利用転換について

【川崎市の取組】

- 令和3年2月1日付けで、
「JFE ホールディングス(株)と川崎市との土地利用に関する協定」締結
⇒ 京浜地区の高炉等の休止に伴う影響に対応し、川崎臨海部における
地域の持続的な発展に向けた土地利用を推進

◆これまでの取組

計画的な土地利用転換を図るため、「扇島地区土地利用検討会議」や「臨海部大規模土地利用調整会議」を開催し、導入機能や基盤整備などについて協議・調整
⇒ 令和4年11月に「土地利用に係る基本的考え方」を公表、令和5年9月の高炉休止前までの「土地利用方針」策定に向けた取組を推進

◆これまでの取組

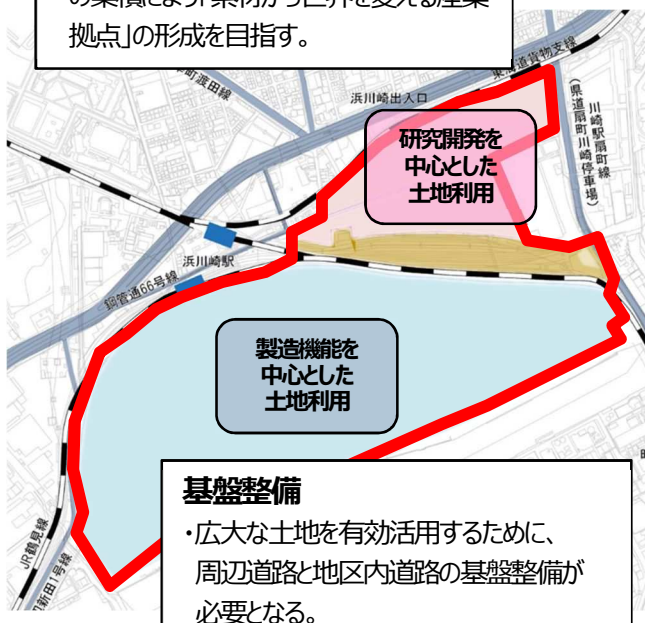
次世代の川崎臨海部を牽引する新産業拠点の形成に向け、JFEと川崎市との間で協議調整を図りながら、令和4年度に具体的なコンセプトや土地利用方針等を盛り込んだ拠点整備基本計画を策定。令和5年3月には、地区北側の事業者が決定し、土地利用転換に向けた具体的な取組が進展



・ 南渡田地区

産業集積

- ・ 革新的な素材を生み出す研究開発機能の集積により「素材から世界を変える産業拠点」の形成を目指す。



基盤整備

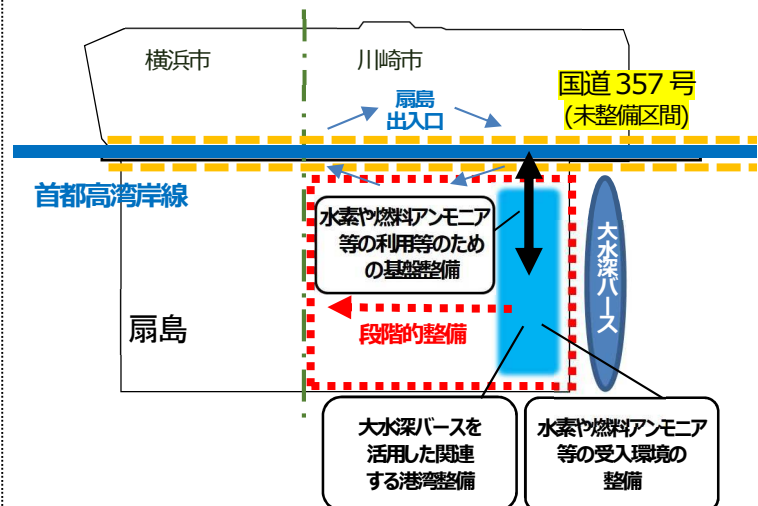
- ・ 広大な土地を有効活用するために、周辺道路と地区内道路の基盤整備が必要となる。

拠点形成に向けて、規制緩和をはじめ、財政、税制、金融上の**積極的かつ集中的な支援措置**が必要

・ 扇島地区

基盤整備、港湾整備

- ・ 水素や燃料アンモニア等の受入環境や利用等のための基盤の整備
- ・ 大水深バースを活用した関連する港湾整備



首都圏や京浜臨海部のカーボンニュートラルエネルギー利用促進に向けて、大規模土地利用転換を早期に実現するための**計画的かつ長期的な財政措置**が必要

脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について

【総務省・経済産業省・環境省】

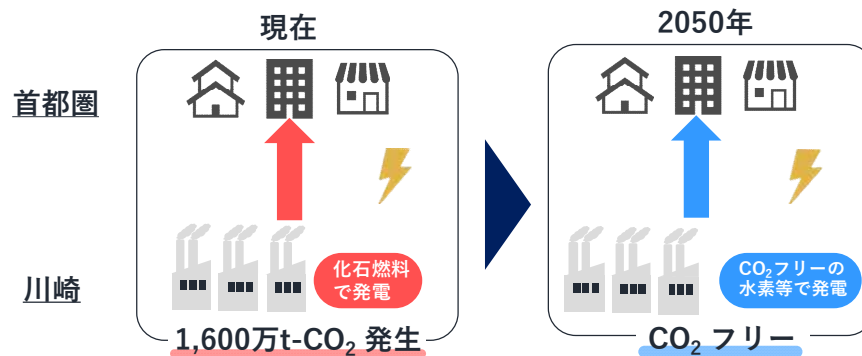
■ 要請事項

- 1 脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの普及に加えて、水素・アンモニア等による発電や、CCUS等の次世代技術の実装化が必要であるため、こうした技術の開発や導入に向けた支援を加速させること。
- 2 国も呼びかけている再エネ電力の地産地消促進に向けて、指定都市においても地産電源の導入が可能となるよう関係法令を見直すこと。
- 3 第6次エネルギー基本計画における太陽光発電設備の導入目標の達成に向け、地域の取組を推進するため、課題解決や技術開発に向けた取組を加速させること。

■ 要請の背景

- 本市は首都圏における大規模なエネルギー供給拠点であり、供給エネルギーのカーボンニュートラル化により、国の脱炭素化に大きく貢献する可能性があります。国や地方公共団体における温暖化対策の実効性を高めていくためには、地域ごとのポテンシャルを踏まえつつ、水素・アンモニア等の利活用や、CCUS等次世代技術の実装化に向けた支援を加速させる必要があります。
- また本市では、公共施設への市内産再エネ電力の導入を計画していますが、「政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）」において産地の指定を禁じており、事業推進の障害となっています。同協定の例外を定める政令では、中核市経営の電力事業に係る調達のみが適用除外となっており、市域で再エネの地産地消を促進するためには、現行制度の見直しが必要です。
- 「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」の改正に際し、太陽光パネルのリサイクル・廃棄や、サプライチェーンにおける人権問題などを懸念する意見が多く寄せられ、太陽光発電設備普及に向けた課題となっており、これらの課題に対し国において具体的な対応策を示していくことが必要です。
- 再エネの普及拡大に向けては、ペロブスカイト太陽電池等の次世代技術の商用化に向けた取組等も重要であり、これらに対応するには地方自治体の取組に加え、国の主導による技術開発の促進がより一層必要となります。

■ 本市の CO₂ フリーエネルギーの可能性



川崎市は、首都圏における大規模なエネルギー供給拠点となっている

⇒供給エネルギーのカーボンニュートラル化により、我が国の脱炭素化に大きく貢献する可能性がある

■ 政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）

第十条 技術仕様及び入札仕様書

4 調達機関は、技術仕様を定めるに当たり、特定の商標若しくは商号、特許、著作権、デザイン、型式、産地、生産者又は供給者を要件としてはならず、また、これらに言及してはならない。ただし、これらを用いなければ調達の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、調達機関が入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付するときは、この限りでない。

・ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

第三条 適用範囲（抜粋）

この政令は、特定地方公共団体又は中核市の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格が総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額以上の額であるものについて適用する。ただし、次に掲げる調達契約については、この限りでない。

三 中核市の経営する電気事業に係る調達契約

■ 本市の条例改正におけるパブリックコメントの主な意見（全 1,864 件）

No	意見要旨
1	太陽光パネルの生産は中国に集中しており、新疆ウイグル自治区の製品を取り扱っているという話も聞く。市の太陽光発電の制度が、新疆ウイグル自治区の強制労働等に加担することになるのではないかと懸念がある。【同趣旨ほか 211 件】
2	太陽光パネルは廃棄方法が確立されておらず、廃棄時に有害物質が漏洩するなど、環境汚染につながるのではないかと懸念がある。【同趣旨ほか 187 件】
3	太陽光パネルの構造・強度に懸念があり、台風、ひょうなどの自然災害時に破損等の恐れがあるのではないかと懸念がある。また水没したパネルには感電のリスクがあるのではないかと懸念がある。家屋の火災時にも感電リスクの懸念があり、適切な消火活動もできないのではないかと懸念がある。【同趣旨ほか 144 件】

この要請文の担当課／環境局脱炭素戦略推進室 TEL 044-200-2508

カーボンニュートラルコンビナートの実現に向けた水素サプライチェーン構築に係る取組について

【総務省・経済産業省】

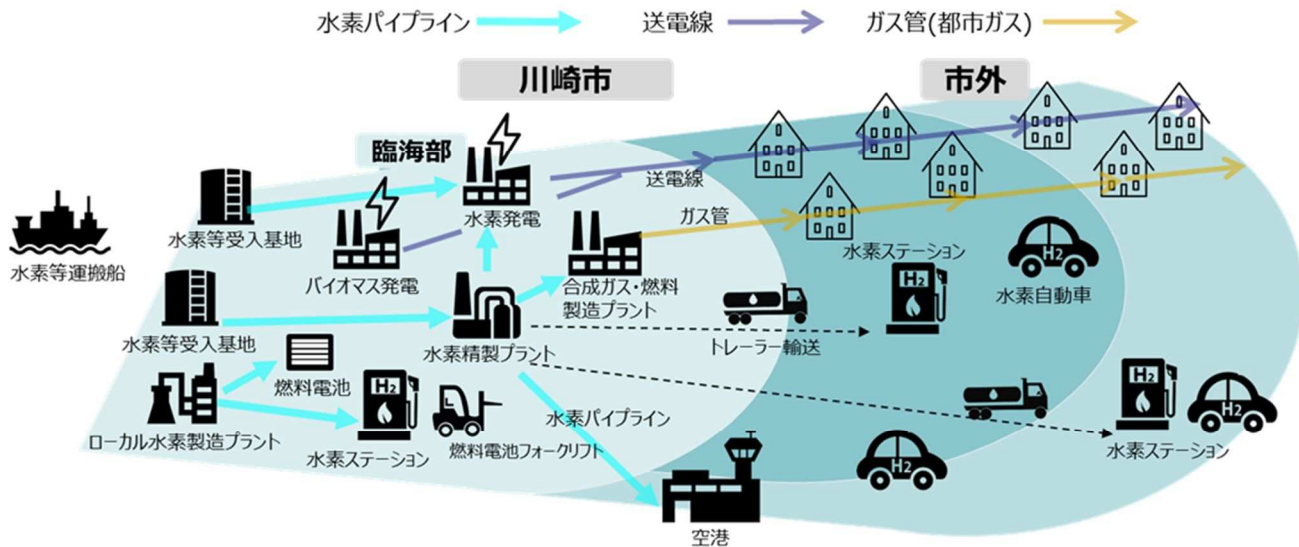
■ 要請事項

- 1 カーボンニュートラルコンビナート実現に資する水素サプライチェーンの構築に向け、補助事業等の強力な財政措置を講ずること。また、設備導入補助を拡充すること。
- 2 水素パイプライン敷設の促進に向けた技術基準の整備及び水素の製造・貯蔵・運搬・消費等に係る規制改革・規制緩和を行うこと。

■ 要請の背景

- 2050年のカーボンニュートラル実現に向け、水素等へのエネルギーの転換が有力な手段である中、本市は平成27（2015）年3月に「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」を策定、さらに令和4（2022）年3月には「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」を策定し、企業等と連携し、国の実証事業の活用等によるプロジェクトを推進しています。
- 令和5（2023）年3月には、国のグリーンイノベーション基金事業における「液化水素サプライチェーン事業」の水素受入地として川崎臨海部が選定されたことから、今後、商用化実証に向けた水素受入基地の建設等、インフラの整備が期待されています。
- 水素等のカーボンニュートラルなエネルギーの商用化実証やインフラ整備には、多額の費用が必要である一方で、民間事業者にとって事業収支等の予測が難しく、早期の社会実装を目指すためには、国の財政措置が必要です。
- 水素サプライチェーンの構築に向けた水素パイプライン整備においては、明確な技術基準が存在せず、整備が必要であるとともに、水素の製造・貯蔵・消費・運搬等においては、法令等の規制が水素の普及の障壁となっており、安全面を考慮しつつ積極的な規制改革・規制緩和が必要です。

川崎市が目指すカーボンニュートラルコンビナート 「水素を軸としたカーボンニュートラルなエネルギーの供給拠点」のイメージ



これまでに明らかになった水素サプライチェーン構築に向けた課題

【全体】

水素サプライチェーン（ネットワーク）構築に向けた継続的な支援が必要

【法規制】

FCフォークリフトや水素ステーション、定置型FCの普及等のためには規制改革・規制緩和が必要

（参考）企業連携プロジェクト

再生可能エネルギーを活用した自立型水素エネルギー供給システムの実証



TOSHIBA

燃料電池フォークリフトへの風力発電由来水素の供給実証



Iwatani TOYOTA TOSHIBA

事業所内での再生可能エネルギーを活用した燃料電池フォークリフトの導入及び水素ステーションの設置



環境省 太陽日曜

微生物によるバイオマス生産装置の実証



三菱化学工業株式会社

東京国際空港及びその周辺地域におけるCO₂フリー水素活用モデル調査



Deloitte 大田区

鉄道駅における再生可能エネルギーを活用した自立型水素エネルギー供給システムの導入



JR

パッケージ型水素ステーションの実証



三菱化学工業株式会社

飲食店のプラスチックをケミカルリサイクル技術により資源循環する実証



マクドナルド SHOWA DENKO

東京湾岸エリアにおけるCO₂フリー水素供給モデルに関する調査



三菱化学工業株式会社

川崎市における分別を推進して資源化することを目的とした「リサイクルステーション」の設置による分別実証



JR

LOHC-MCH方式による国際間水素サプライチェーン実証事業



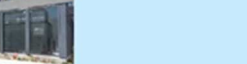
NEDO AHEAD

使用済みプラスチック由来低炭素水素を活用した水素のパイプライン供給



東急REIホテル

使用済みプラスチック由来水素を燃料電池で利用する水素ホテル



東急REIホテル

環境省 REI
RESONAC Resonance for Change

JR南武線等における水素ハイブリッド電車の実証試験



JR

